

平成23年度

定例監査結果報告書

財政援助団体等監査結果報告書

中央区監査委員

目 次

定例監査結果報告書

第 1	監査実施期間	5
第 2	監査の対象部局等	5
第 3	監査の範囲、方法及び観点	5
第 4	監査の結果	6
1	複数の部局に共通する事項	6
2	部局別事項	7
3	重点事項	8
第 5	監査のまとめ	8
別表	平成23年度定例監査実施日程	10

財政援助団体等監査結果報告書

第 1	監査実施期間	19
第 2	監査の対象団体及び範囲	19
第 3	監査の方法及び観点	19
第 4	対象団体の概要と監査の結果	20
第 5	監査のまとめ	28
別表	平成23年度財政援助団体等監査実施日程	29

平成23年度

定例監査結果報告書

23中監第60号

平成24年2月29日

様

中央区監査委員 梅田源一

同 小森健司

同 植原恭子

平成23年度定例監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した平成23年度定例監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、今回の監査に際し、田中広一前監査委員は平成23年4月30日まで、井上和雄前監査委員は同年11月30日まで関与し、植原恭子監査委員は同年6月1日以降、小森健司監査委員は同年12月1日以降関与しました。

第1 監査実施期間

平成23年4月25日から平成24年2月6日まで

監査委員による監査及び監査事務局による監査の実施日程は、別表のとおり。

第2 監査の対象部局等

企画部、総務部、区民部、福祉保健部、環境土木部、都市整備部、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、区議会議会局及び区立小学校・中学校・幼稚園

第3 監査の範囲、方法及び観点

1 範囲

事務執行部局における予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の執行状況について実施した。また、行政監査的視点を踏まえ、文書取扱い、公印管理、服務規律等についても併せて監査範囲とした。

なお、本年度は、「契約における支払状況について」を重点事項として監査した。

2 方法

事務執行部局に対してあらかじめ提出を求めた職員配置状況調、歳入・歳出事務事業執行概要、歳入・歳出予算執行状況調等の監査資料に基づき各部局の所管する関係諸帳簿、証拠書類等と照合し、必要に応じて実査を行ったほか、関係職員から説明を聴取するなど、必要と認める監査手続により実施した。

3 主たる観点

各事務事業が地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）及び第15項（組織及び運営の合理化）の規定にのっとり執行されているかを基本として、以下の点を踏まえて監査を実施した。

（1）予算の執行について

- ア 収入は適正に確保されているか。
- イ 支出は効果的に行われているか。
- ウ 会計処理は合規適正であるか。

（2）契約検収事務について

- ア 違法又は不当な契約を締結していないか。
- イ 契約の方法は適正になされているか。

ウ 契約は確実に履行されているか。

エ 検収は的確になされているか。

(3) 財産の管理について

ア 公有財産の取得、保管及び処分は適正に行われているか。

イ 物品の出納、保管、供用及び処分は適正に行われているか。

ウ 債権の管理は適正に行われているか。

エ 基金の管理は適正に行われているか。

第4 監査の結果

事務事業の執行に当たっては、おおむね適正に行われており、所期の成果をあげているものと認められたが、後記のような是正・検討を要する事例があったので、各部局において留意されたい。

なお、軽易な事務上の誤りについては、関係職員にその都度口頭で改善を指導した。

1 複数の部局に共通する事項

ア 釣銭の借入れで、会計室からの貸付決定通知書等の供覧処理がされていなかった。今後、適正な文書事務の執行に努められたい。

[総務部、区民部、教育委員会事務局] (文書管理規程第17条)

イ 区長代理印等の公印で、4月1日現在の公印が公印印影簿に保存されていなかった。印影の保存に当たっては、今後、十分に注意されたい。

[総務部、区民部、福祉保健部] (公印規則第6条)

ウ 再任用職員の週休日の割振り指定において決裁がされていないものや、超過勤務等命令簿の命令権者欄及び確認印欄で、命令権者の押印の漏れているものがあった。今後、適正に執行されたい。

[総務部、福祉保健部、環境土木部、会計室、教育委員会事務局]

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第4条及び第7条)

エ 年間厚生計画参加に係る職務専念義務免除申請書で、参加を証明する書類が添付されていないものがあった。今後、適正な事務処理を図られたい。

[総務部、福祉保健部、会計室、区立小学校、区立幼稚園]

オ 内国旅費請求内訳書兼領収書で、受領印の漏れているものや、週休日等に時限前出張したが、旅行命令簿が作成されていないものがあった。今後、適正な事務の執行に努められたい。

[企画部、総務部、区民部、福祉保健部]

(職員旅費支給規程第11条及び第12条)

カ 同一事業で短期間に行われる各課の物品購入や印刷製本の契約で、一括して行うべきところ分割して契約が行われているものや、契約締結決裁書で、決定権者の押印が漏れているものがあった。今後は、適正な事務処理の徹底を図られたい。

[総務部、福祉保健部、環境土木部、都市整備部、教育委員会事務局]

(契約事務規則第3条の2)

キ 各課で行われる予定価格が10万円を超える物品購入・印刷製本や50万円を超える工事請負等の随意契約では、原則として2者以上から見積書を徴取しなければならないとされているが、1者のみの徴取で行っているものがあった。今後、適正な契約事務の執行に努められたい。

[総務部、区民部、福祉保健部、環境土木部、教育委員会事務局、区立小学校、区立幼稚園]

(契約事務規則第40条、契約事務の分掌の特例についての依命通達)

ク 1千万円以上の都補助金に係る交付申請で、会計管理者への協議がされていないものがあった。また、資金前渡に係る現金出納簿が整備されていないものがあった。今後、適正な会計事務の執行を徹底されたい。

[区民部、福祉保健部、環境土木部、教育委員会事務局、区立幼稚園]

(会計事務規則第30条及び第119条)

2 部局別事項

(1) 福祉保健部

ア 欠勤届に伴う給与減額免除申請書が、決裁されていなかった。申請に当たっては、今後、適正な文書処理を図られたい。

(職員の給与に関する条例施行規則第6条の3)

イ 地域見守り活動支援モデル事業実施団体に対する助成金の実績報告が決

裁されていなかった。今後、適正な補助金の支出に係る事務の執行に努められたい。

(2) 教育委員会事務局

ア 契約締結決裁書の決裁区分で不適正なものがあった。今後、適正な契約事務の執行に努められたい。

(教育長の権限に属する契約等に関する事務の一部委任及び補助執行について)

イ 有償刊行物の受払簿が、整備されていなかった。今後、適正な事務の執行を図られたい。
(刊行物取扱規程第14条)

3 重点事項

本年度に重点事項とした「契約における支払状況について」では、契約代金の支払が適正に執行されているかを抽出した支出命令書に基づき監査を実施した。その結果、平成20年度に同様な監査を実施したときと比べると、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)による請求日から支払日までの所定期間を超える事例はなかったが、検査日から請求日までの日数がおおむね3か月を超えるものは増加していた。とりわけ、契約の相手方からの請求書の提出が遅れたことを理由に、相当期間を経過した後に代金を支払う事例が多く見受けられた。請求の遅れに対しては、催促の働きかけを適切に行い、会計経理事務を適正かつ迅速に処理されたい。

第5 監査のまとめ

本年度の定例監査は、前記の「主たる観点」を基本としつつ、併せて事務事業が経済性・効率性・有効性の面からも多様な区民ニーズに的確に応えているかどうかといった視点から、公正かつ厳正に監査を実施したところである。

本報告書において改善などを求めた事例は多岐にわたるが、これらの中には例年繰り返し指摘しているものも多く見られる。担当職員はそれぞれの事務の根拠となる規則等の規定を確認し、自己点検を心掛けるとともに、管理監督者はその職責に応じて、必要な点検と指導を怠ってはならない。さらに、こうした規則等の所管部局においては、事務処理の統一的なマニュアルを整備し、指導を充実す

るなど、区全体でチェック機能の強化を図られたい。

また、歳入では多額な不納欠損額や収入未済額が発生し、歳出では執行率が低く、執行残額の多い事業が数多く見られ、区立学校においては予算の執行で支出が効果的に行われていない事例も見受けられた。今後とも、収納率の向上に向けて、全庁的な対策を強化する一方で、事業の見直しや執行方法の改善に取り組むなど、効率的・効果的な行政運営の推進に一層努力されるよう要望する。

最後に、昨年10月に発生した収納金の盗難事故について述べる。区では、既に全庁的に再発防止に向けた取組を進めているが、公金管理においては、些少な間違いが大きな事故を招き、区政の執行や区民の信頼に多大な影響を与えかねない。また、地方自治法では、金銭出納員や資金前渡を受けた職員などが現金を亡失した場合の賠償責任が規定されている。こうした職員には改めてその職責について認識させるなど、公金管理の適正化に万全を尽くされたい。

(別表)

平成23年度定例監査実施日程

部 局 名	監査対象課等	監査委員監査	監査事務局監査
企 画 部	企画財政課	平成23年 7月15日(金)	平成23年 7月 5日(火)
	広報課	平成23年 7月15日(金)	平成23年 7月 5日(火)
	情報システム課	平成23年 7月15日(金)	平成23年 7月 7日(木)
総 務 部	秘書室	平成23年 7月22日(金)	平成23年 7月 7日(木)
	総務課	平成23年 7月22日(金)	平成23年 7月 7日(木)
	職員課	平成23年 7月25日(月)	平成23年 6月20日(月)
	経理課	平成23年 7月22日(金)	平成23年 7月12日(火)
	税務課	平成23年 7月22日(金)	平成23年 7月14日(木)
	防災課	平成23年 7月25日(月)	平成23年 7月14日(木)
	危機管理課	平成23年 7月25日(月)	平成23年 7月14日(木)
区 民 部	区民生活課	平成23年 5月18日(水)	平成23年 5月10日(火)
	地域振興課	平成23年 5月18日(水)	平成23年 5月10日(火)
	文化・生涯学習課	平成23年 5月18日(水)	平成23年 5月17日(火)
	スポーツ課	平成23年 5月25日(水)	平成23年 5月11日(水)
	商工観光課	平成23年 5月25日(水)	平成23年 5月13日(金)
	日本橋特別出張所	平成23年 5月25日(水)	平成23年 5月13日(金)
	月島特別出張所	平成23年 5月25日(水)	平成23年 5月11日(水)

部 局 名	監査対象課等	監査委員監査	監査事務局監査
福 祉 保 健 部	管理課	平成23年 5月30日 (月)	平成23年 5月17日 (火)
	子育て支援課	平成23年 5月30日 (月)	平成23年 5月19日 (木)
	明石町保育園	\	平成23年12月 7日 (水)
	築地保育園		平成23年11月30日 (水)
	日本橋保育園		平成23年11月30日 (水)
	浜町保育園		平成23年12月 7日 (水)
	つくだ保育園		平成23年12月12日 (月)
	晴海保育園		平成23年12月12日 (月)
	生活支援課		平成23年 6月 3日 (金)
	障害者福祉課	平成23年 5月30日 (月)	平成23年 5月24日 (火)
	保険年金課	平成23年 6月 3日 (金)	平成23年 5月24日 (火)
	子ども家庭支援センター	平成23年 6月 3日 (金)	平成23年 5月26日 (木)
	浜町児童館	\	平成23年12月 7日 (水)
	佃児童館		平成23年12月12日 (月)
	月島児童館		平成23年12月12日 (月)
	勝どき児童館		平成23年12月 7日 (水)
	福祉センター	平成23年 5月30日 (月)	平成23年 5月26日 (木)
高 齢 者 施 策 推 進 室	高齢者福祉課	平成23年 6月 6日 (月)	平成23年 5月31日 (火)
	シニアセンター	\	平成23年11月28日 (月)
介護保険課	平成23年 6月10日 (金)		平成23年 6月 8日 (水)
中 央 区 保 健 所	生活衛生課	平成23年 6月 6日 (月)	平成23年 6月 1日 (水)
	健康推進課	平成23年 6月10日 (金)	平成23年 6月 1日 (水)
	日本橋保健センター	平成23年 6月10日 (金)	平成23年 6月 8日 (水)
	月島保健センター	平成23年 6月10日 (金)	平成23年 5月31日 (火)

部 局 名	監査対象課等	監査委員監査	監査事務局監査
環 境 土 木 部	環境政策課	平成23年 6月15日 (水)	平成23年 6月 9日 (木)
	水とみどりの課	平成23年 6月15日 (水)	平成23年 6月13日 (月)
	工事現場	平成23年11月17日 (木)	平成23年11月17日 (木)
	道路課	平成23年 6月15日 (水)	平成23年 6月 9日 (木)
	工事現場	平成23年11月17日 (木)	平成23年11月17日 (木)
	中央清掃事務所	平成23年 6月23日 (木)	平成23年 6月13日 (月)
都 市 整 備 部	都市計画課	平成23年 6月24日 (金)	平成23年 6月14日 (火)
	地域整備課	平成23年 6月24日 (金)	平成23年 6月14日 (火)
	住宅課	平成23年 6月24日 (金)	平成23年 6月16日 (木)
	建築課	平成23年 7月11日 (月)	平成23年 6月16日 (木)
	営繕課	平成23年 7月11日 (月)	平成23年 6月20日 (月)
	工事現場	平成23年11月17日 (木)	平成23年11月17日 (木)
会 計 室		平成23年 5月27日 (金)	平成23年 4月28日 (木)
教 育 委 員 会 事 務 局	庶務課	平成23年 7月 4日 (月)	平成23年 6月28日 (火)
	学務課	平成23年 7月 4日 (月)	平成23年 6月22日 (水)
	指導室	平成23年 7月 4日 (月)	平成23年 6月22日 (水)
	図書文化財課	平成23年 7月11日 (月)	平成23年 6月28日 (火)
	日本橋図書館		平成23年11月30日 (水)
	月島図書館		平成23年11月30日 (水)

部 局 名	監査対象課等	監査委員監査	監査事務局監査
教育委員会 事務局	泰明小学校		平成24年 1月20日(金)
	泰明幼稚園		平成24年 1月20日(金)
	中央小学校	平成24年 1月25日(水)	平成24年 1月25日(水)
	中央幼稚園	平成24年 1月25日(水)	平成24年 1月25日(水)
	明正小学校		平成24年 1月20日(金)
	明正幼稚園		平成24年 1月20日(金)
	常盤小学校	平成24年 1月25日(水)	平成24年 1月25日(水)
	有馬小学校		平成24年 1月31日(火)
	有馬幼稚園		平成24年 1月31日(火)
	久松小学校	平成24年 2月 2日(木)	平成24年 2月 2日(木)
	久松幼稚園	平成24年 2月 2日(木)	平成24年 2月 2日(木)
	月島第一小学校		平成24年 1月31日(火)
	月島第一幼稚園		平成24年 1月31日(火)
	月島第二小学校	平成24年 2月 2日(木)	平成24年 2月 2日(木)
	月島第二幼稚園	平成24年 2月 2日(木)	平成24年 2月 2日(木)
	宇佐美学園		平成23年10月14日(金)
	銀座中学校		平成24年 2月 6日(月)
	日本橋中学校	平成24年 2月 6日(月)	平成24年 2月 6日(月)
選挙管理委員会事務局		平成23年 7月25日(月)	平成23年 7月13日(水)
監査事務局		平成23年 4月27日(水)	平成23年 4月25日(月)
区議会議会局		平成23年 7月28日(木)	平成23年 7月13日(水)

平成23年度

財政援助団体等監査結果報告書

23中監第60号

平成24年2月29日

様

中央区監査委員 梅田源一

同 小森健司

同 植原恭子

平成23年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した平成23年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、今回の監査に際し、田中広一前監査委員は平成23年4月30日まで、井上和雄前監査委員は同年11月30日まで関与し、植原恭子監査委員は同年6月1日以降、小森健司監査委員は同年12月1日以降関与しました。

第1 監査実施期間

平成23年10月14日から同年11月14日まで

監査委員による監査及び監査事務局による監査の実施日程は、別表のとおり。

第2 監査の対象団体及び範囲

財政的援助を行っている団体（以下「財政援助団体」という。）及び公の施設の管理を行わせているもの（以下「指定管理者」という。）のうち、次の9団体を対象とした。なお、平成22年度に補助金を交付した団体については補助対象の事務を、指定管理者については管理に係る事務について実地に監査を行った。

1 財政援助団体

- (1) 社会福祉法人中央区社会福祉協議会
- (2) 中央区学校給食管理委員会
- (3) 株式会社ポピンズコーポレーション（認証保育所ポピンズナーサリースクール京橋）

2 指定管理者

- (1) 東京ケータリング株式会社（伊豆高原荘）
- (2) 小学館集英社プロダクショングループ（社会教育会館）
- (3) 株式会社パシフィックアートセンター（日本橋公会堂）
- (4) 株式会社ベネッセスタイルケア（八丁堀保育園）
- (5) 社会福祉法人清香会（十思保育園）
- (6) 株式会社ニチイ学館（日本橋高齢者在宅サービスセンター）

なお、富士屋ホテル株式会社が指定管理者となっている区民健康村「ヴィラ本栖」の現場視察を行った。

第3 監査の方法及び観点

1 方法

(1) 財政援助団体

財政援助団体に対してあらかじめ提出を求めた収支予算書、事業計画書、収支決算書、事業報告書、補助金申請書、実績報告書、規約等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類等とを照合し、必要に応じて実査を行ったほか、関係者から説明を聴取するなど、必要と認める監査手続により実施した。

(2) 指定管理者

指定管理者に対してあらかじめ提出を求めた予算書、事業計画書、決算書、事業報告書、利用実績表、規約、役員名簿、管理する備品一覧、協定書等の

監査資料と関係諸帳簿、証拠書類等とを照合し、必要に応じて実査を行ったほか、関係者から説明を聴取するなど、必要と認める監査手続により実施した。

2 主たる観点

(1) 財政援助団体

- ア 事業は補助の目的に沿って適正に執行されているか。
- イ 補助金に係る会計処理は適正になされているか。
- ウ 補助条件は適切に履行されているか。

(2) 指定管理者

- ア 指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか。
- イ 料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計処理が適切に行われているか。
- ウ 施設管理業務の実施状況は適切か。
- エ 施設の利用状況は十分か。
- オ 事業計画書に沿って各種事業が適切に実施されているか。

第4 対象団体の概要と監査の結果

1 社会福祉法人中央区社会福祉協議会

(1) 団体の概要

- ア 所在地 中央区八丁堀四丁目1番5号
- イ 設立 昭和37年9月4日
- ウ 組織
理事15人(会長、副会長2人、副会長兼常務理事、会計理事を含む。)、
監事2人、評議員40人

エ 設立目的

中央区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(2) 主な事業

- ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- イ 在宅福祉サービス事業の推進
- ウ 福祉サービス利用援助事業
- エ ボランティア活動の振興
- オ 障害福祉サービス事業
- カ 障害者就労促進事業

(3) 区との関係

区は、社会福祉法人中央区社会福祉協議会に対し、事業の運営に要する費用として、平成22年度は191,024,008円の補助金を交付している。

(4) 監査の結果

区からの補助金は、社会福祉法人中央区社会福祉協議会に対する補助の目的に沿っておおむね適正に執行され、また、補助条件は適切に履行されているものと認められた。

2 中央区学校給食管理委員会

(1) 団体の概要

ア 事務局の場所 中央区築地一丁目1番1号 中央区役所内

イ 設立 昭和44年4月1日

ウ 組織

理事8人(会長、副会長2人、事務局長を含む。)、監事2人

エ 設立目的

中央区立小学校の学校給食物資を一括共同して購入し、学校給食の実を一層高めることを目的とする。

(2) 事業内容

ア 学校給食会計の管理(学校給食費の徴収保管、経理等)

イ 教育委員会が行う共同献立及び共同購入計画に基づく学校給食物資の調達

ウ その他必要な業務

(3) 区との関係

区は、中央区学校給食管理委員会に対し、事業の運営に要する費用として、平成22年度は10,916,200円の補助金を交付している。

(4) 監査の結果

区からの補助金は、中央区学校給食管理委員会に対する補助の目的に沿っておおむね適正に執行され、また、補助条件は適切に履行されているものと認められた。

3 株式会社ポピンズコーポレーション

(1) 施設の概要

ア 施設名 認証保育所ポピンズナーサリースクール京橋

イ 所在地 中央区銀座一丁目25番3号 京橋プラザ1階

ウ 延べ面積 239.39m²

工 開設	平成19年9月1日
才 職員体制	園長、保育従事職員9人、調理員(栄養士兼務)2人
力 定員	40人

(2) 団体の概要

ア 団体名	株式会社ポピンズコーポレーション
イ 所在地	渋谷区広尾一丁目10番5号
ウ 資本金	9,657万5,000円
エ 設立	昭和62年3月9日

(3) 区との関係

区は、株式会社ポピンズコーポレーションに対し、認証保育所ポピンズナーサリースクール京橋の運営に要する費用として、平成22年度は44,006,535円の補助金を交付している。

(4) 監査の結果

区からの補助金は、中央区認証保育所運営費等補助要綱等に基づき、補助の目的に沿っておおむね適正に執行され、また、補助条件は適切に履行されているものと認められた。

4 東京ケータリング株式会社

(1) 施設の概要

ア 施設名	伊豆高原荘
所在地	静岡県伊東市八幡野字株尻1283番地36
敷地面積	5,206.60m ²
延べ面積	1,940.94m ²
構造	鉄筋コンクリート造 地上2階一部地下1階 客室16室
開設	昭和40年11月6日

イ 設置目的

区民の健康増進に寄与し、福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 指定管理者の概要

ア 管理者名	東京ケータリング株式会社
イ 会社概要	
所在地	渋谷区恵比寿西二丁目7番3号
資本金	7,500万円
設立	昭和40年9月11日

(3) 指定期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

(4) 区との関係

区は、東京ケータリング株式会社に対し、中央区立伊豆高原荘の管理に関する基本協定書（平成20年4月1日付け締結）に基づき、平成22年度は51,342,664円の管理業務経費を支出している。

なお、本施設は利用料金制を採っており、利用料金等50,482,855円は東京ケータリング株式会社の収入となっている。

(5) 監査の結果

区からの管理業務経費は基本協定書に基づきおおむね適正に執行され、会計も適正に処理されているものと認められた。

5 小学館集英社プロダクショングループ

(1) 施設の概要

ア 施設名 築地社会教育会館、日本橋社会教育会館、月島社会教育会館、月島社会教育会館晴海分館「アートはるみ」

(ア) 築地社会教育会館

所在地 築地四丁目15番1号

施設 講習室、洋室(5室)、和室(3室)、料理教室、視聴覚室、音楽室、屋内体育場、卓球室、トレーニング室

開設 昭和55年5月1日

(イ) 日本橋社会教育会館

所在地 日本橋人形町一丁目1番17号

施設 講習室、洋室(3室)、和室(2室)、料理教室、ホール

開設 平成6年4月1日

(ウ) 月島社会教育会館

所在地 月島四丁目1番1号

施設 講習室、洋室(3室)、和室(3室)、料理教室、ホール

開設 昭和63年5月1日

(エ) 月島社会教育会館晴海分館「アートはるみ」

所在地 晴海一丁目4番1号

施設 洋室、ギャラリー、音楽室、美術工芸室

開設 平成6年4月21日

イ 設置目的

区民に社会教育の機会と場所を提供し、社会教育の振興を図ることを目的とする。

(2) 指定管理者の概要

ア 管理者名 小学館集英社プロダクショングループ
(株式会社小学館集英社プロダクション・伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社・株式会社共立)

イ 会社概要

(ア) 株式会社小学館集英社プロダクション

所在地 千代田区神田神保町二丁目30番地
資本金 4億9,900万円
設立 昭和42年6月26日

(イ) 伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社

所在地 中央区日本橋本町二丁目7番1号
資本金 3億1,000万円
設立 昭和57年3月17日

(ウ) 株式会社共立

所在地 渋谷区代々木五丁目40番13号
資本金 9,600万円
設立 昭和34年7月1日

(3) 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

(4) 区との関係

区は、小学館集英社プロダクショングループ[°]に対し、中央区立社会教育会館の管理に関する基本協定書(平成21年4月1日付け締結)に基づき、平成22年度は227,815,172円の管理業務経費を支出している。

なお、社会教育会館使用料は59,884,300円であり、区の収入となっている。

(5) 監査の結果

区からの管理業務経費は基本協定書に基づきおおむね適正に執行され、会計も適正に処理されているものと認められた。

6 株式会社パシフィックアートセンター

(1) 施設の概要

ア 施設名 日本橋公会堂
所在地 日本橋蛸殻町一丁目31番1号
主な施設 ホール(定員440人)
集会室 洋室4室(定員24人×2室、60人×2室)
和室2室(定員24人×2室)

開設 平成11年6月1日（ホールは、同年7月1日）

イ 設置目的

区民の文化の向上に寄与し、その福祉の増進を図ることを目的とする。

(2) 指定管理者の概要

ア 管理者名 株式会社パシフィックアートセンター

イ 会社概要

所在地 中央区新富二丁目8番1号

資本金 2,000万円

設立 昭和45年4月8日

(3) 指定期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日まで

(4) 区との関係

区は、株式会社パシフィックアートセンターに対し、中央区立日本橋公会堂の管理に関する基本協定書（平成19年4月1日付け締結）に基づき、平成22年度は61,378,990円の管理業務経費を支出している。

なお、日本橋公会堂使用料は69,890,120円であり、区の収入となっている。

(5) 監査の結果

区からの管理業務経費は基本協定書に基づきおおむね適正に執行され、会計も適正に処理されているものと認められた。

なお、公共施設予約システムによる利用申込みの無断キャンセルについては、改善に向けた検討を引き続き進められたい。

7 株式会社ベネッセスタイルケア

(1) 施設の概要

ア 施設名 八丁堀保育園

所在地 八丁堀四丁目5番10号

延べ面積 798.34m²

開設 平成16年8月1日

職員体制 園長、保育従事職員14人、調理員（栄養士兼務）3人、
看護師ほか2人

定員 79人

イ 設置目的

保護者の労働又は疾病その他の理由により、保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする。

(2) 指定管理者の概要

ア 管理者名	株式会社ベネッセスタイルケア
イ 会社概要	
所在地	渋谷区渋谷二丁目17番5号
資本金	1億円
設立	平成15年12月1日

(3) 指定期間

平成16年8月1日から平成26年3月31日まで

(4) 区との関係

区は、株式会社ベネッセスタイルケアに対し、中央区立八丁堀保育園の管理に関する協定書（平成16年8月1日付け締結）に基づき、平成22年度は120,384,000円の管理業務経費を支出している。

(5) 監査の結果

区からの管理業務経費は協定書に基づきおおむね適正に執行され、会計も適正に処理されているものと認められた。

8 社会福祉法人清香会

(1) 施設の概要

ア 施設名	十思保育園
所在地	日本橋小伝馬町5番1号
延べ面積	1,065.95m ²
開設	平成21年8月1日
職員体制	園長、副園長、保育従事職員16人、調理員2人、看護師ほか2人
定員	85人

イ 設置目的

保護者の労働又は疾病その他の理由により、保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする。

(2) 指定管理者の概要

ア 管理者名	社会福祉法人清香会
イ 法人概要	
所在地	福岡県豊前市大字八屋1537番地1
設立	平成9年4月1日

(3) 指定期間

平成21年8月1日から平成31年3月31日まで

(4) 区との関係

区は、社会福祉法人清香会に対し、中央区立十思保育園の管理に関する基本協定書(平成21年8月1日付け締結)に基づき、平成22年度は114,981,702円の管理業務経費を支出している。

(5) 監査の結果

区からの管理業務経費は基本協定書に基づきおおむね適正に執行され、会計も適正に処理されているものと認められた。

9 株式会社ニチイ学館

(1) 施設の概要

ア 施設名	日本橋高齢者在宅サービスセンター
所在地	日本橋堀留町一丁目1番1号
延べ面積	624.00㎡(共有部分含む。)
開設	平成6年12月5日
一日定員	一般型30人

イ 設置目的

身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある高齢者及びその者を現に養護する者に対し、在宅生活を維持するうえで必要なサービスを提供し、もって高齢者及びその者を現に養護する者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(2) 指定管理者の概要

ア 管理者名	株式会社ニチイ学館
イ 会社概要	
所在地	千代田区神田駿河台二丁目9番地
資本金	119億3,379万円
設立	昭和48年8月15日

(3) 指定期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

(4) 区との関係

区は、株式会社ニチイ学館と、中央区立日本橋高齢者在宅サービスセンター等の管理に関する基本協定書を平成18年4月1日付けで締結している。この協定に基づき、管理業務経費は、原則として介護報酬等で賄われるため、区の支出はない。

なお、本施設は利用料金制を採っており、平成22年度の介護報酬等81,264,494円は、株式会社ニチイ学館の収入となっている。

(5) 監査の結果

本施設の管理業務は基本協定書に基づきおおむね適正に執行され、会計も適正に処理されているものと認められた。

第5 監査のまとめ

本年度の財政援助団体等監査は、第3の2の「主たる観点」を基本としつつ、対象とした団体に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかどうかといった視点からも監査を実施したところである。

財政援助団体においては、引き続き自主財源の拡充に心掛け、自主性・自立性に基づく団体財政基盤の確立に努めるとともに、より効率的・効果的な事業運営に当たられたい。区においても、補助金の内容について不断の検討・精査を行い、常に区民ニーズに的確に応えた適切な補助事業となるよう留意されたい。

また、指定管理制度は、既に48施設で導入され、多くの施設が2期目の指定期間を迎えている。指定管理者においては、そのノウハウを引き続き最大限に発揮し、施設の認知度を高め、新規利用者を拡大するなど、更なる利用率の向上を図るとともに、区民のより高い満足度を得るサービスの提供に向けて創意工夫に努めることを要望する。一方、区においては、これまでの利用者数や管理業務経費の推移などの分析に加え、他自治体の類似施設の管理についても情報を得て、施設の目的や性格に応じた施設の管理運営の実態や課題を的確に把握されたい。その上で、指定管理業務の範囲や管理業務経費について精査することが望ましいと思われる施設もあることから、指定管理者と十分に協議を行い、必要な改善に取り組まれたい。

(別表)

平成23年度財政援助団体等監査実施日程

団体名	監査委員監査	監査事務局監査
社会福祉法人 中央区社会福祉協議会	平成23年10月28日(金)	平成23年10月28日(金)
中央区学校給食管理委員会		平成23年10月20日(木)
株式会社 ポピンズコーポレーション		平成23年10月20日(木)
東京ケータリング株式会社		平成23年10月14日(金)
小学館集英社 プロダクショングループ	平成23年11月14日(月)	平成23年11月14日(月)
株式会社 パシフィックアートセンター	平成23年11月7日(月)	平成23年11月7日(月)
株式会社ベネッセスタイルケア	平成23年10月28日(金)	平成23年10月28日(金)
社会福祉法人清香会	平成23年11月14日(月)	平成23年11月14日(月)
株式会社ニチイ学館	平成23年11月7日(月)	平成23年11月7日(月)

富士屋ホテル株式会社(区民健康村「ヴィラ本栖」)の現場視察は、平成23年11月9日(水)に行った。